

福知山市地域生活支援拠点等事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害のある人の重度化、高齢化及び「親亡き後」を見据え、障害のある人又は障害のある子ども（以下「障害のある人等」という。）が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、障害のある人等を地域全体で支えるための支援体制を構築することを目的とした福知山市地域生活支援拠点等実施事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 次に定める用語を除き、この要綱において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）において使用する用語の例による。

- (1) 緊急時 介護者が死亡、疾病、入院、葬祭等により突発的に不在となり、その他の支援が見込めないため在宅での生活が危ぶまれる状態又は虐待等により突発的に保護が必要な状態。

(実施主体等)

第3条 事業の実施主体は、福知山市（以下「市」とする。）とする。ただし、市は、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等と連携して実施するほか、事業の全部又は一部を委託することができる。

(機能)

第4条 地域生活支援拠点等は、地域の異なる専門性のある事業所等が機能を分担し、障害のある人等の生活を地域全体で支える体制を整備し、実施する。

2 地域生活支援拠点等は、次に掲げる機能を担うものとする。

(1) 相談

緊急時に支援が必要な世帯を把握したうえで、緊急時に必要な支援のコーディネート、相談その他必要な支援を提供する機能

(2) 緊急時の受け入れ・対応

短期入所や居宅介護等を活用した緊急時受け入れ体制を確保したうえで、緊急受け入れや医療機関への連絡等の必要な支援を行う機能

(3) 体験の機会・場の提供

親元からの自立や病院からの退院にあたり、共同生活援助や就労継続支援等障害福祉サービスの利用、ひとり暮らしの体験の機会・場を提供する機能

(4) 専門的人材の確保及び養成

医療的ケアを必要とする者や行動障害を有する者等に対して、専門的な対応ができる体制の確保又は専門的な対応ができる人材の養成をする機能

(5) 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(対象となる障害のある人等)

第5条 事業の対象者は、福知山市内在住の障害のある人等とする。

(機能を担う登録事業所の登録等)

第6条 第4条第2項各号に掲げる機能を担う事業所は、運営規程(当該事業所が地域生活支援拠点等の機能を担う事業所であることを規定していること。)の写しを添えて、福知山市地域生活支援拠点等事業所登録申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、登録の可否を決定し、福知山市地域生活支援拠点等事業所登録通知書(様式第2号)により、申請者にその旨を通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録した事業所(以下「登録事業所」という。)を、福知山市の地域生活支援拠点等の機能を担う事業所一覧表(様式第3号)に記載するものとする。

4 登録事業所は、当該登録にかかる内容に変更が生じたときは、速やかに運営規程の写しを添えて、福知山市地域生活支援拠点等事業所登録申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

5 登録事業所は、当該登録を抹消するときはその1か月前までに、福知山市地域生活支援拠点等事業所登録申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

6 登録事業所は、実施した内容について記録し、市から当該記録の提出の求めがあった場合は、当該記録を提出するものとする。

(秘密保持)

第7条 登録事業所の従事者又は従事者であった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(登録の取消し等)

第8条 市長は、登録事業所が次のいずれかに該当する場合には、登録を取り消すことができる。なお、取消しにかかる通知にあたっては、第6条第2項に準ずる。

(1) 登録事業所が第4条第2項各号に掲げる機能を有しなくなったとき

(2) 登録事業所が第6条第6項に規定する記録の提出を正当な理由なく拒んだとき

(3) 前2号に掲げる場合のほか、登録事業所が不正又は著しく不当な行為をしたとき
市長が認めるとき

(調査等)

第9条 市長は、登録事業所に対して、必要に応じて事業の運営状況に係る調査を実施し、報告を求めることができる

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月29日から施行する。

(様式第1号)

福知山市地域生活支援拠点等事業所登録申請書

年 月 日

福知山市長 様

申請者 所在地
事業者名
代表者名

福知山市地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として、以下のとおり申請します。

区分	1 登録	2 変更	3 取消し
事業所の名称			
事業所の所在地			
事業所の連絡先	電話番号： メールアドレス：		
事業の種類			
担う機能	1 相談 2 緊急時の受け入れ・対応 3 体験の機会・場の提供 4 専門的人材の確保及び養成 5 地域の体制づくり		

(注) 運営規程を添付して提出してください。

(様式第2号)

障 福 第 号
年 月 日

様

福知山市長

福知山市地域生活支援拠点等事業所 登録・却下・取消し 通知書

年 月 日付、下表のとおり福知山市地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として申請のあった事業所登録について、登録・却下・取消し しましたので通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所の連絡先	電話番号： メールアドレス：
事業の種類	
担う機能	1 相談 2 緊急時の受け入れ・対応 3 体験の機会・場の提供 4 専門的人材の確保及び養成 5 地域の体制づくり

